

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第22号

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「1, 294」を「1, 378」に改め、同表第2号中「1, 440」を「1, 534」に改め、同表第7号中「1, 294」を「1, 378」に改め、同表第44号中「2, 869」を「2, 953」に改め、同表第45号中「1, 753」を「1, 837」に改め、同表第46号中「1, 569」を「1, 653」に改め、同表第47号中「1, 386」を「1, 470」に改め、同表第62号中「1, 324」を「1, 408」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。